

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6月13日
【会社名】	カドカワ株式会社
【英訳名】	KADOKAWA DWANGO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川上 量生
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目13番3号
【電話番号】	03(3549)6370(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 小松 百合弥
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー
【電話番号】	03(3549)6370(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 小松 百合弥
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,214,642,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年6月13日に臨時報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、平成29年5月25日に提出した有価証券届出書の記載内容について、当該臨時報告書の訂正報告書を有価証券届出書の参照書類に追加するため、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付しております。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

（訂正前）

（前略）

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年5月25日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月27日関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年5月25日）に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年5月25日関東財務局長に提出

（訂正後）

（前略）

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年6月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月27日関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年6月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年5月25日関東財務局長に提出

### 7【訂正報告書】

訂正報告書（上記6の臨時報告書の訂正報告書）を平成29年6月13日関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年5月25日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年6月13日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。